

第7部 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

第1章 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震を対象として、異常な現象を観測した場合や、地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合などに「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁より発表されます。また、気象庁では「南海トラフ地震に関連する情報」を「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」として発表することとしています。

第2章 防災対応

第1節 異常な現象に伴う防災対応

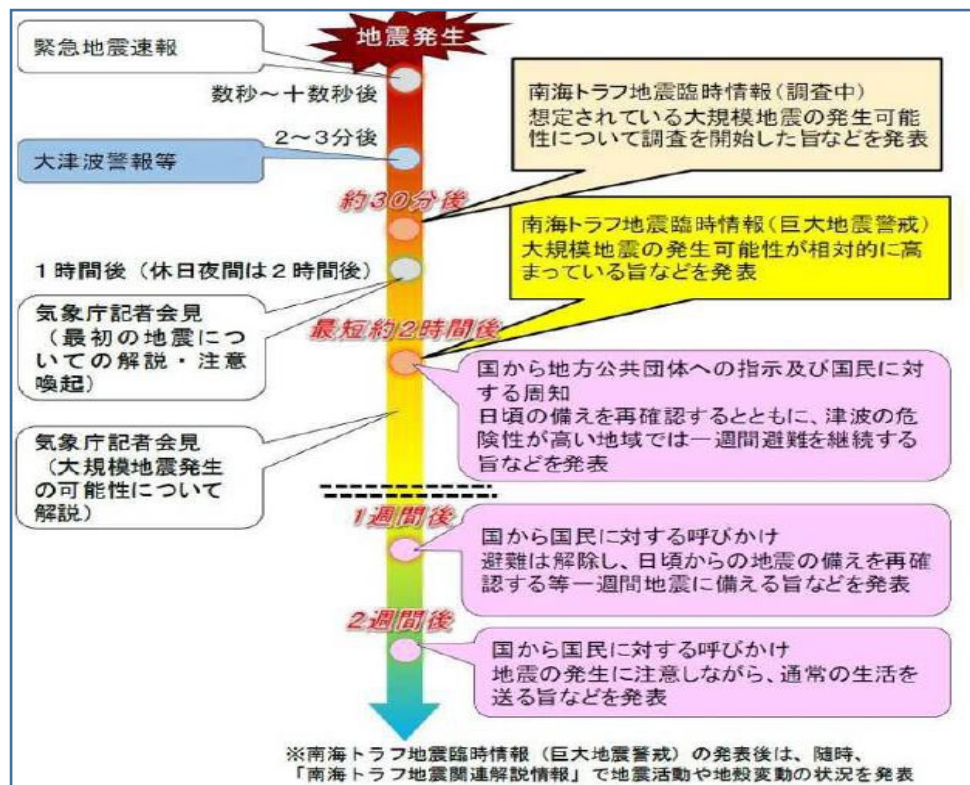
1 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード 6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表します。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、発生した現象について評価を行い、当該評価結果が、次の3つのケースのいずれかに該当する現象と判断された場合には、気象庁から次の情報が発表されます。

異常な現象に対する評価	発表される情報
半割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
一部割れケース	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
ゆっくりすべりケース	

【「巨大地震警戒対応」における情報の流れイメージ】



2 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応

住民や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、南海トラフの震源域で想定される最大クラス(M9 クラス)の後発地震の発生を想定し、次のような防災対応を行います。

(1) 巨大地震警戒対応(半割れケース)

ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、最初の地震発生から1週間を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えを再確認します。

イ 最初の地震発生から1週間から2週間までの間に、状況に応じた防災の準備をします。

ウ 2週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけでないことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行います。

(2) 巨大地震注意対応(一部割れケース、ゆっくりすべりケース)

ア 発生直後、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は、状況に応じた防災対応を準備・開始します。

イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、最初の地震発生から1週間(ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間)を基本に、国からの呼びかけに応じ、日頃からの地震への備えの確認などの対応を行います。

ウ 1週間経過後は、国からの呼びかけに応じ、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行います。

3 臨時情報に対応した配備体制

南海トラフ臨時情報が発表された場合の対応は次のとおりとします。

(1) 市内で地震等が発生している場合

地震や津波が発生している場合又は大津波警報や津波警報・注意報が発表されている場合は、配備基準に基づく体制をとり、災害対応に当たります。

(2) 市内で地震等が発生していない場合

気象庁が発表する情報に応じて、次表に定める体制とし、必要な人員を配備します。

気象庁が発表する情報	配備体制
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	通常体制にて情報収集の実施
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	市・区災害対策本部
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	市・区警戒本部
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	通常体制

第2節 泉区の活動体制

1 泉区災害対策本部の設置

(1) 区長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、直ちに区役所内に区本部を設置します。

(2) 区本部長は、区本部を設置したときは、直ちにその旨を市本部長に報告するとともに、区本部の設置構成機関及び区内の防災関係機関等に通知します。

2 泉区災害対策本部の廃止

巨大地震注意（日頃からの地震への備えを再確認する等）の旨が国から発表されたときは、区本部を廃止して、区警戒本部へ移行します。

3 泉区警戒本部の設置

泉区警戒本部長は、南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、直ちに区役所内に区警戒本部を設置します。

(1) 組織構成

区 警 戒 本 部 長	副区長
構 成	区警戒本部長が編成する班及び資源循環局事務所、土木事務所、水道局水道事務所及び消防署をもって編成します。

(2) 区警戒本部会議

区警戒本部会議の開催	区警戒本部長が必要と認める場合は、活動方針の伝達、災害応急対策の協議のため、構成員を招集し区警戒本部会議を開催します。
職 員 の 派 遣	1 区警戒本部長が必要と認める場合は、区警戒本部を構成する資源循環局事務所長、土木事務所長、水道局水道事務所長又は消防地区本部長は、所属職員の中から情報収集を行う者を指名し、区警戒本部に職員を派遣します。 2 区警戒本部長は、必要に応じて、市警戒本部に職員を派遣し、情報を収集します。

関係者の出席	区警戒本部長は必要に応じて区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。
--------	--

(3) 主な対応

主 な 対 応	1 区庁舎内に区警戒本部を設置します。 2 南海トラフ臨時情報に関する情報収集・伝達をします。 3 区警戒本部及び署所の職員配備状況の把握 4 発災時の対応要領の検討（区災害対策本部設置準備） 5 その他必要な措置
構成署所等の対応	所管する応急活動の準備を実施するとともに、区警戒本部長の災害応急対策準備の指示又は要請に応じます。 ただし、所管局長の命を受け応急活動準備を実施するため区警戒本部長の指示又は要請に応じられないときは、区警戒本部長に対し、その旨を通報します。

4 泉区警戒本部の廃止

大規模地震発生の可能性がなくなったわけでないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う旨が国から発表されたときは、区警戒本部を廃止します。

第3節 住民の防災対応等

1 日頃からの地震への備えの周知啓発等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、住民があわてて地震対策をとらないように、平時から「日頃からの地震への備え」を周知します。
- (2) 直ちに地震や津波が発生するとの誤解や混乱が生じないように、南海トラフ地震臨時情報の意味や発表された場合の対応について、普及啓発に努めます。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合に、国及び県からの呼びかけに応じて、1週間は「日頃からの地震への備え」の再点検を行い、安全な行動をとることを周知します。
- (4) 後発地震に備えて不要不急の火気器具や電熱器具の使用を控えることなどにより、火災の発生を防止することなどを周知します。